

国際日本文化研究センターの共同研究員の資格に関する申合せ

〔平成19(2007)年1月25日 決定〕
〔令和4(2022)年3月17日 最終改正〕

国際日本文化研究センター（以下「本センター」という。）は、人間文化研究機構共同研究員規程第3条（平成16年11月15日制定、以下「規程」という。）に規定する資格について、次のように申し合わせる。

- 1 規程第3条本文中「大学その他の研究機関の研究者」とは、大学その他の研究機関において、学位授与、資格付与、教員（非常勤を含む。）採用人事等、所定の審査を経て研究者ないし学術・芸術に関する専門的知識・技芸を有する者として認められた者をいう趣旨と理解し、共同研究員としての受入れの時点において、現に研究機関に所属しているか否かを原則として問わないものとする。
- 2 規程第3条本文中「これと同等の研究能力を有する者」については、本センターにおける研究活動の学際化・活性化・高度化の見地から、共同研究の実施に当たっては、所属のいかんを問わず、学術・芸術等の知的活動に従事する者（大学院博士後期課程学生を含む。）の専門的知見を広く求めるのが望ましい場合がある、という趣旨と理解し、以下の手続きによって本センター所長の認定を得るものとする。
 - （1）所長の認定を希望する共同研究代表者は、別記様式による共同研究員認定申請書を提出するものとする。
 - （2）共同研究委員会委員長は、申請書類を精査し、それを受理した場合は、共同研究委員会に附議し、その承認を得て所長に上申するものとする。

附 則

この申合せは、平成19年1月25日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和4(2022)年3月17日から施行する。

別記様式

年 月 日

共同研究員認定申請書

国際日本文化研究センター所長 殿

共同研究代表者

印

下記の者について、共同研究員としての研究能力の認定を申請します。

共同研究題目		
認定希望者	フリカゝナ 氏 名	
	所 属	
	所在地又は 住 所	〒
	略 歴	
	研究業績等 (修士論文を含む)	
受 入 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
経 費	年度内 回 (日) 研究会参加予定 円	
参加を必要とする理由		
共同研究委員会 委員長所見		